

議案第47号

墨田区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和2年11月26日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、墨田
区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
墨田区特別養護 老人ホームなり ひらホーム	東京都江東区亀戸三丁目36番1 3号 社会福祉法人カメラア会 理事長 湖山 泰成	令和3年4月1日から令 和8年3月31日まで

(提案理由)

墨田区特別養護老人ホームなりひらホームの指定管理者を指定する必要がある。